

さ情審査答申第101号
平成25年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成24年11月12日付けで貴職から受けた、「業務委託契約書「別記」の「情報セキュリティ特記事項」(A4判で約2ページ分)に係る①当初起案書②改正起案書すべて」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年10月10日付け政政I第853号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、不開示情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。
- (2) 不存在は違法、不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。
- (3) 本件対象行政情報は極めて重要な文書のはずである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 本件対象行政情報について

情報通信技術が急速に普及する中で、不正アクセスや情報漏えい等の安全性を侵害する問題が発生してきたため、市において情報セキュリティ対策を行うこととし、平成15年3月31日にさいたま市情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）を策定した。また、平成15年4月1日に情報セキュリティの最高決定機関として情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置し、セキュリティポリシーを含む実施手順書等の策定及び改定は、委員会での承認を得ることとなった。

市では、業務を遂行するにあたり業務委託契約が多く活用されていることから、セキュリティポリシーで示された基準を、市職員等だけでなく受託者にも適用することとしたさいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準（以下「委託管理基準」という。）を平成18年3月9日に策定した。委託管理基準の中には、業務委託契約書の締結にあたり契約書等に添付し、受託者に情報資産の取扱いを例示した情報セキュリティ特記事項（以下「特記事項」という。）も別記として含まれているため、本件対象行政情報として、特記事項を含む委託管理基準の当初起案書及び改正起案書を特定したものである。

2 本件異議申立てについて

(1) 当初起案書について

委員会の補助組織として、委託管理基準を策定した当時情報セキュリティに関する調査、検討、庁内の調整等を実施する情報セキュリティ連絡会議が存在し、委託管理基準は平成17年度に情報セキュリティ連絡会議で審議され、委員会において承認を受けたものであることから、平成17年度ファイル基準表「情報セキュリティ連絡会議」フォルダ内に保存されていたと推測した。

しかし、当該フォルダはさいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）（以下「文書管理規則」という。）第36条別表第3種（5年保存する文書）に該当し、保存期間が5年であることから、平成23年3月末をもって保存期間満了となり、既に廃棄済みであるため、不存在であると判断し、行政情報不開示の決定を行ったものである。

(2) 改正起案書について

委託管理基準は平成18年3月9日の策定以来、改正が行われていないため、行政情報は不存在であるとして不開示決定を行ったものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、「業務委託契約書「別記」の「特記事項」に係る①当初起案書②改正起案書すべて」である。

前述の実施機関の説明のとおり、市が情報セキュリティ対策として、平成15年3月31日に策定したセキュリティポリシー第1章第5節責務に関する規定に基づき、同ポリシーにおいて示された基準を市の職員等だけでなく業務委託契約の受託者に対しても適用すべく委託管理基準を策定し、同基準中の別記の特記事項に係る当初及び改正の起案書を本件開示請求の対象行政情報として特定したものである。

実施機関は、特定した①当初起案書については5年保存の文書で廃棄済みであり、②改正起案書については当該特記事項を含む委託管理基準自体の改正が行われていないため、もともと存在しないとして本件処分をしたところ、異議申立人は、本件対象行政情報が極めて重要な文書のはずであり、5年保存で廃棄することは違法、不当であると主張し、本件処分の取消しと開示を求め異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関の主張は、①当初起案書については、文書管理規則別表の第3種(5年保存する文書)(1)予算、決算及び出納に関する文書に該当し、保存期間満了により平成23年4月1日に既に廃棄済みであり、②改正起案書については、別記の特記事項を含む委託管理基準自体の改正が行われていないので、存在しないというものである。

(2) 委託管理基準は、前述のとおり、セキュリティポリシーにおいて示された基準を業務委託契約の受託者に対しても適用すべく策定されたものであり、当該業務委託契約は市の予算、決算及び出納に関するものであるから、文書管理規則別表第3種(1)に当たると解され、実施機関が保存期間5年で廃棄したことは、違法、不当とはいえない。

当審査会は、市の現行電子文書管理システムにより打ち出された平成17年度ファイル基準表(IT政策課)により、調査したところ、第2ガイド「情報セキュリティ連絡会議」個別フォルダ「情報セキュリティ連絡会議」にファイルされている文書は平成23年4月1日に廃棄されているとの記録を確認した。

当該連絡会議は、前述実施機関説明のとおり、市の情報セキュリティの最高決定機関である委員会の補助機関として当時設けられたもので、情報セキュリティに関する調査、検討、庁内の調整等を行っていた。

実施機関の説明によると、ファイリングシステムでは、基準表の個別フォルダには、それに関連する複数の文書がファイルされ個々の文書名等は記載されていない。本件対象行政情報のうち①当初起案書は個別フォルダ

「情報セキュリティ連絡会議」にファイルされていたものと推測され、廃棄済みであるという。

これら実施機関の説明に不自然な点はなく、当該行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。また、本件対象行政情報のうち②改正起案書については、特記事項を含む委託管理基準自体の改正が行われていないので、その存在を認めることができない。

(3) 異議申立人の本件処分について理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとの主張については、本件行政情報不開示決定通知書に開示しない理由を具体的に記載していることから実施機関に条例に規定されている理由付記義務に違反しているとは認められない。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成24年11月12日	諮問の受理
②	同 年 12月 4日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成25年 1月17日	審議
④	同 年 6月27日	審議
⑤	同 年 8月 1日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 9月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)